



第479回福崎町議会
福崎町長 橋本省三

梅雨空が続いています。今のところ心配していたゲリラ豪雨もなく、6月定例議会も22日に無事閉会しました。今議会は大きな契約案件を4件上程いたしました。福崎駅周辺整備における、交流広場、駅前観光交流センター、交通広場、道の駅機能を持つ辻川観光交流セ

ンターです。福崎町の雰囲気は年末・年度末に向けて大きく様変わりしようとしています。住民のみならずの望まれる方向であれば願っています。

国においては、骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針2018）が閣議決定されました。地方一般財源は2021年度まで現在の水準と実質同水準に抑制すると定められました。地方消費税増税を財源とする方針がどこへ向かうのか心配しています。

施設紹介 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は平成29年に開館35周年を迎えました。地域のみなさんに「れきみん」の愛称で親しまれ、福崎を中心とした郷土神崎郡に関する文化資料を収集・保存しています。

建物は明治19年神東・西郡役所として建設されました。均整のとれた堂々とした外観の洋風建築で、玄関周りははじめ内外の意匠にすぐれた特徴があること



6月4日から8日まで、「トライやる・ウィーク」で中学生を受け入れました。

から、昭和62年に県重要文化財の指定を受けています。今年度は、明治150年を記念し、「福崎の今につながる明治の足あと」をテーマに、秋の特別展や、連続講座を開講します。ぜひおこしください。

食育通信

八千種小学校の取り組み

昨年度にひきつづき、八千種小学校の6年生は、1学期にちくわ作り体験を計画しています。

昨年度、講師の先生が大きな魚をさばかれるデモンストレーションを見た後、チョッパーを使って、魚のすり身作りを体験しました。その後、竹の棒にすり身をつけて焼き、できたてのちくわを試食しました。はんぺん、かまぼこ作りの実演も見せていただきました。



「海からの贈りもの」の話も聞き、魚に関する



造詣が深まりました。海の食材、田畑や山の食材を、感謝していただきたいものです。

今年度は7月5日に予定しています。(写真は平成29年度分)

小型家電のリサイクル回収を開始します

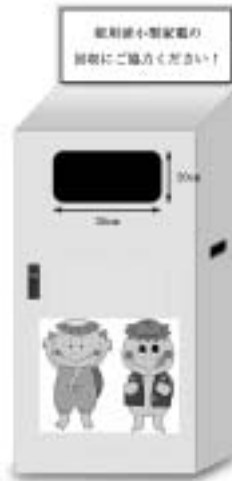
平成30年8月から、小型家電のリサイクル回収を実施します。

回収BOXの設置場所

役場庁舎、文化センター、
八千種研修センター、
図書館、ライフ福崎店

回収できる品目

携帯電話、ノートパソコン、
デジカメ、電卓、
電子辞書、ゲーム機など



蛍光灯・乾電池の収集

6月から、粗大ごみの日に、蛍光灯と乾電池の収集を実施しています。ステーション内に専用のかごを設置しています。袋や箱に入れたり、厚紙で包んだりせず、そのままかごに入れてください。



住民生活課（内線372・373）

生活科学 センター だより

電源コードの 取り扱いに注意

【事例1】
ヘアドライヤーを使用中、電源コードの付け根から火花が出てやけどをした。コードはいつもドライヤー本体に巻き付けて収納していた。

【事例2】
延長コードを束ねた状態でホットプレートを使用していたところ、コードを束ねた部分から出火した。

コードのショートにより火花が発生する様子(例)



写真は国民生活センター発表資料から転載。
写真のヘアドライヤーは事例とは関係ありません。

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



火災といえば冬に気をつけることと思われがちですが、実際は季節を問わず発生しています。また、ふだん何気なく使用している電化製品が、重大な火災を引き起こすこともあります。

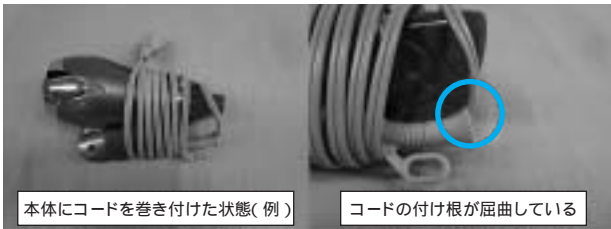
今回の事例を調査したNITE(製品評価技術基盤機構)によると、【事例1】の火災の原因は、電源コードの芯線が断線して火花が出たと考えられています。電源コードを本体に巻き付けて保管すると、コードの根元部分が何度も強く引っ張られたり、折れ曲がったりして断線しやすくなります。また【事例2】のように、延長コードを束ねたまま使用したため、コード内に熱がこもり発火したという事故もあります。



電化製品を安全に使用する
ために、次の点に気をつけ
ましょう

電源コードを何度も曲げたり、ねじったりしない。片づける時には製品本体にコードを巻きつけない。
長いコードを束ねたまま使用しない。
電源コードの上に重い物をのせたり、ドアなどに挟み込まない。
電源プラグを抜く時は、コードを引っ張るのではなく、プラグを持って引き抜く。
使用方法がわかっている電化製品でも取扱説明書をよく読んでから使用する。

ヘアドライヤーにコードを巻き付けた状態の屈曲部(例)



本体にコードを巻き付けた状態(例)

コードの付け根が屈曲している

写真は国民生活センター発表資料から転載。
写真のヘアドライヤーは事例とは関係ありません。

不法就労防止に ご協力ください

外国人を雇用する事業主のみならず、不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。外国人を雇用する際には、『在留カード』で働くことができる在留資格者であるかを確認してください。



【問い合わせ先】

外国人在留総合インフォメーションセンター
(平日 8:30 ~ 17:15)
☎0570-013904
(IP電話・PHSからは☎03-5796-7112)
最寄りの地方入国管理局

古い電化製品は電源コードだけでなく、内部部品が劣化して出火する場合もあります。製品を長く使うことは大切なことです。しかし、異常な音がする、焦げ臭いにおいがする、動作がおかしいなど、気になる場合は直ちに使用をやめ、商品を購入した販売店またはメーカーに相談しましょう。

また、新たに製品を選ぶ際に、電源コードの根元が折れるかなど、長期間安全に使えるかという点に着目して商品を選んだり、製品の使用期間の目安を尋ねてみるのも「賢い消費者」への第一歩です。

消費生活センターでは、事故の未然防止や拡大防止のため、パンフレット等で情報をお知らせするとともに、商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を収集しています。あらたな事故を防ぐためにも情報をお寄せください。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火~金曜日
9時~16時

(月曜日は休館日)

イーストパーク広場を リニューアル

東部工業団地内にある、イーストパークの広場及び花壇を整備しました。広場の一部を芝生化することで、より利用しやすい広場としてリニューアルしています。地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として、安らぎの場として、新しくなった広場をぜひご利用ください。



(まちづくり課)

特別指定区域(案)縦覧のお知らせ

兵庫県都市計画法施行条例(平成14年兵庫県条例第25号:以下「条例」)第7条第2号に規定される市町土地利用計画等による特別指定区域の指定及び変更案の縦覧を次のとおり行います。

縦覧案件

条例別表第3の3の項に規定する地域活力再生等区域の変更案

西大貫地区 南大貫地区 東大貫地区
山崎地区 西谷地区 高橋地区

条例別表第3の9の項に規定する複合型(工場等誘導区域・沿道施設集約誘導等区域)の指定案
西谷地区

縦覧期間 7月20日(金)~8月3日(金)

縦覧場所 まちづくり課

縦覧時間 8:30~17:15(閉庁日を除く)

なお、この変更案に意見のある住民の方及び土地所有者等は、縦覧期間中に、福崎町長に意見書を提出することができます。住所、氏名、年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に記載のうえ提出してください。

問い合わせ・意見書提出先
まちづくり課(内線336)

春の防犯キャンペーン実施

5月30日にボンマルシェ福崎店で、福崎町防犯指導委員会主催による「春の防犯キャンペーン」を、福崎警察署と福崎防犯協会の協力を得て実施しました。



現在、振り込め詐欺や空き巣などが多発しています。防犯意識を高め、みんなが注意し合い、犯罪のない明るい福崎町にしましょう。



(住民生活課)

~安定した給水確保のために~ 水道技術講習会を実施



6月11日、水道週間の取り組みとして、第2体育館で技術講習会が開催されました。

この技術講習会は管工事業協同組合の主催で行われ、上下水道課職員と水道技術関係者が参加しました。講習会では、小口径の水道管で多く採用されている接合方法の実習の他、断水を伴う工事において、断水範囲を小さくできる「不断水凍結工法」の実演を行いました。

最新の工法や材料について知識を深め、安心安全な水を絶やすことなく供給できるよう、技術の向上に励んでいきます。(上下水道課)

70歳以上のみなさんへ

8月から高額療養費の上限額が変わります

問い合わせ先
健康福祉課 国保医療係
(内線355)

高額療養費とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

平成30年7月まで				平成30年8月から			
区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費 - 267,000円)×1% 多数回44,400円 2	課税所得 690万円以上	252,600円 +(医療費 - 842,000円)×1% 多数回140,100円 2	167,400円 +(医療費 - 588,000円)×1% 多数回93,000円 2	80,100円 +(医療費 - 267,000円)×1% 多数回44,400円 2
	課税所得 380万円以上		課税所得 145万円以上				
一般	課税所得 145万円未満(1)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 多数回44,400円 2	一般	課税所得 145万円未満(1)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 多数回44,400円 2
低所得	住民税非課税世帯	14,000円	24,600円	低所得	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

- 1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合を含みます。
- 2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

「現役並み」区分が課税所得に応じて ~ に分かれます。

(区分・の方は、申請により限度額適用認定証が交付されますので、医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合は、申請手続きをしてください。)

「一般」区分の外来(個人ごと)の上限額が変わります。

限度額適用・標準負担額減額認定証
住民税非課税世帯の方は、この証を医療機関に提示すると入院時の食事代も減額されます。証の発効期日(申請月の1日)から食事代が減額になりますので、申請はお早めにお願ひします。

8月から新しく平成29年中の所得等で算出する認定証が発行できます。入院また高額になる外来診療の際はこの証と保険証を同時に医療機関に提示することで、ひとつの医療機関等において1か月の保険内診療にかかる自己負担が限度額までになります。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証 必要な方は申請してください

7月下旬に国民健康保険に加入の70歳〜74歳の方に高齢受給者証を送付します。
高齢受給者証を保険証とあわせて医療機関に提示することで、昭和19年4月1日以前生まれの方は一部負担額が1割、昭和19年4月2日以降生まれの方は2割(現役並み所得の方は3割)になります。このたび郵送する証は平成29年中の所得等により算出した一部負担

70歳〜74歳の方に 新しい高齢受給者証を送付します

金割合を記載しています。8月1日から使用できますので医療機関にかかる時は窓口で保険証とあわせて提示してください。

新たに70歳になられた方へ

高齢受給者証は誕生日の翌月からの使用となります。(各月1日が誕生日の方は誕生日から)使用が可能となる月の前月下旬に該当の方に送付します。

限度額適用認定証

- ・ 交付対象者
 - ・ 70歳未満の住民税課税世帯の方
 - ・ 70歳以上の現役並み・所得区分の方(上表参照)
- 今回から現役並み所得者の方も認定証の交付対象となります。
申請は8月1日以降にお願いします。
- 申請に必要なもの
- ・ 認定証を必要とされる方の国民健康保険被保険者証
 - ・ 印鑑

問い合わせ先
健康福祉課 国保医療係(内線355)

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率は2年ごとに見直されます。7月中旬に「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。ご確認ください。

保険料の支払方法

年金からのお支払い

【特別徴収】

特に手続きの必要はありません。

申し出により口座振替による支払いに変更することができます。ご希望の方は、税務課までご連絡ください。口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

【普通徴収】

年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方が対象です。原則、7月から翌年3月まで、毎月月末を納期限として、9期に分けてお支払いください。



保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} & = & \text{平成30年度保険料額} \\ \text{48,855円} & + & \text{(平成29年中(1~12月)の} & = & \text{(最高限度額62万円)} \\ & & \text{総所得金額等()} & & \\ & & \text{- 33万円) } \times 10.17\% & & \end{matrix}$$

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)

新しい被保険者証を送付します

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に簡易書留で新しい被保険者証を送付します。8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがありますので、納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成29年中の所得により算出された平成30年度の住民税課税所得と平成29年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

現役並み所得者(所得が高い方) 8月から現役並み所得者の区分が変わり、「現役並み」に該当する方は「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額となります。

住民税非課税世帯の方

「低所得」に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、自己負担額が限度額となり、入院時の食事代については減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい証を被保険者証といっしょに送付します。

「低所得」あるいは「現役並み」に該当する方で認定証の申請をされていない場合は、健康福祉課に申請してください。

- ・後期高齢者医療被保険者証申請に必要なもの
- ・被保険者の印鑑
- ・来られる方の身分証

問い合わせ先

- ・資格に関すること
健康福祉課(内線355・356・379)
- ・保険料に関すること
税務課(内線342)
- ・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター代表)
078-326-2612

まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ



発売期間 7月9日(月)~8月3日(金)
抽せん日 8月14日(火)

サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町より良いまちづくりに活用されています。収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場でお買い求めください。



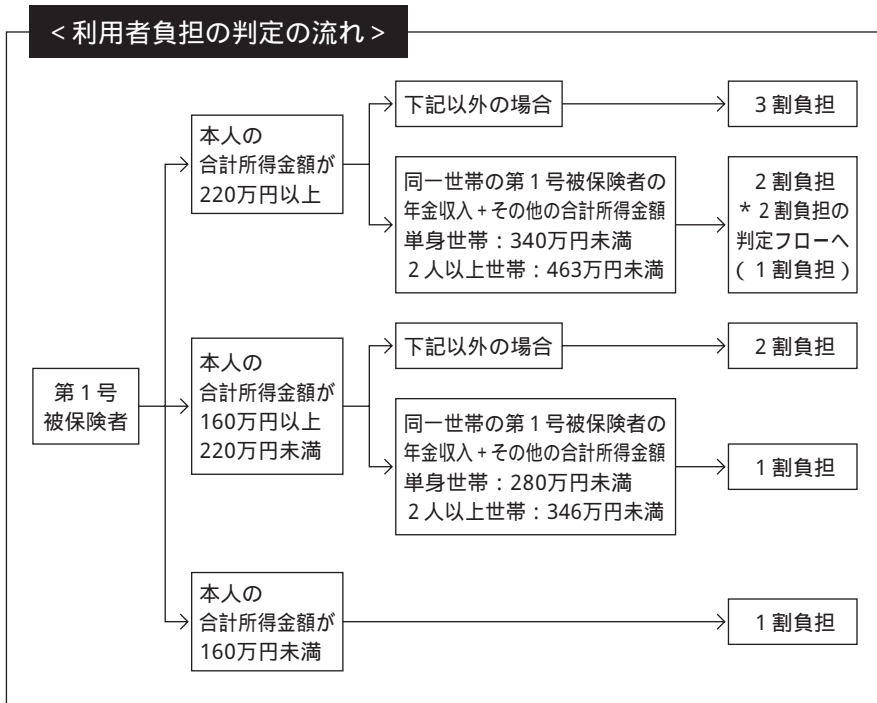
福崎町では給食配送車を更新しました

新しい介護保険負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証(白色)の有効期限は7月31日です。平成30年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効の負担割合証を7月下旬に送付します。介護保険のサービスを利用する際に、事業所に提出してください。

旧負担割合証は有効期限終了(内線352・364)健康福祉課 介護保険係 問い合わせ先

了後に健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封しますのでご利用ください。また平成30年8月から、2割負担者のうち特に所得の高い人の負担割合が3割となります。



利用者の負担額には、1か月の上限額(高額介護サービス費)があるため、3割負担となる人の負担額がすべて1.5倍になるわけではありません。

平成30年度「小児慢性特定疾病医療受給者証」更新手続きのお知らせ

小児慢性特定疾病医療受給者証の更新交付を希望される方は申請手続きが必要です。

1. 対象者

平成30年9月30日まで有効の特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方で、引き続き受給者証の交付を希望される、平成30年10月1日時点で満20歳未満の方。

2. マイナンバーの情報連携について

兵庫県では、平成30年度から、マイナンバーの情報連携が始まります。申請時に、必要な方全員のマイナンバー等をご提出いただくことで、申請に必要な添付書類の一部を省略することができます。

書類を省略できない場合もありますので詳しくはお問い合わせください。

3. 更新申請受付期間

7月2日(月)~8月10日(金)
住民票等、必要書類の一部を省略せず提出する場合(マイナンバーの情報連携を必要としない場合)は8月24日(金)まで。

9月28日まで受付は可能ですが、新しい受給者証の発送は10月1日以降となります。

更新手続きの案内は、更新受付開始日までに各受給者宛にお送りします。案内が更新受付開始日までに届かない場合はご連絡ください。

申請受付及び問い合わせ先
中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)地域保健課 ☎22-1234

国民年金保険料の納め忘れがある方へ『後納制度』をご利用ください

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる『後納制度』が、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することにより、年金額の増額や受給資格期間を確保することができる場合があります。(老齢基礎年金を受給中の方などは対象外です。)

【問い合わせ先】ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 / 姫路年金事務所 ☎079-224-6382

後納制度のポイント

1. 後納制度を利用される場合は、後納が可能な期間のうち古い分から納めていただきます。
2. 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
3. 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も対象となります。この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1ヶ月分の保険料が必要となります。